

【 検査 】

1 4 2 標準純音聴力検査の算定について

《令和 6 年 4 月 3 0 日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対する D 244 自覚的聴力検査「1」標準純音聴力検査の算定は、原則として認められる。
 - (1) 難聴（疑い含む。）
 - (2) 感音性難聴（疑い含む。）
 - (3) 突発性難聴
 - (4) 中耳炎
 - (5) めまい
 - (6) 耳管狭窄症
 - (7) メニエール病
 - (8) 内リンパ水腫
 - (9) 顔面神経麻痺
- ② 3 歳未満の患者に対する D 244 自覚的聴力検査「1」標準純音聴力検査の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

標準純音聴力検査は、気導聴力と骨導聴力の測定検査であり、125 から 8000 H z の周波数における聴覚閾値（最小可聴閾値）を測定することにより、難聴の診断や難聴の程度を把握することを目的としている。

上記①の傷病名は、聴力低下や難聴をきたすことがあり、本検査はその診断や経過観察に必要な検査である。

一方、3 歳未満の患者では操作の対応が容易ではないことより、検査結果に正確性を欠くため、適切ではないと考える。

以上のことから、上記①の傷病名に対する D 244 自覚的聴力検査「1」標準純音聴力検査の算定は、原則として認められると判断した。

また、3 歳未満の患者に対する本検査の算定は、原則として認められないと判断した。